

平成27年度
情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米 子 市

目 次

1	情報公開制度	
(1)	公文書公開等決定件数	1
(2)	年度別公文書公開等決定件数	3
(3)	公文書公開請求の処理状況	4
2	個人情報保護制度	
(1)	各種請求に対する年度別決定件数	12
(2)	各種請求の処理状況	14
(3)	個人情報取扱事務の届出	16
(4)	個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）	16
3	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
(1)	概要	17
(2)	会議の開催回数	17
(3)	開催内容等	17
(4)	審査会委員	17
4	外郭団体の情報公開制度	
(1)	制定・施行団体	18
(2)	処理状況	18
5	米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度	
(1)	情報公開制度	18
(2)	個人情報保護制度	18
(3)	米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	18
	《資料》	
	米子市情報公開・個人情報保護審査会 平成27年度答申第1号	19

1 情報公開制度

平成27年度は、99件の公文書公開請求がありました。

主な請求内容は、建築計画概要書、各種工事の起工設計書に関するもの等でした。

請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 公文書公開等決定件数

ア 所管課別 (平成27年4月1日～平成28年3月31日受付分)

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
【市長】	6	81	2 (2)	6	-	95
総務部	-	5	-	-	-	5
秘書広報課	-	-	-	-	-	-
総務管財課	-	5	-	-	-	5
防災安全課	-	-	-	-	-	-
行政経営課	-	-	-	-	-	-
職員課	-	-	-	-	-	-
財政課	-	-	-	-	-	-
入札契約課	-	-	-	-	-	-
検査専門員	-	-	-	-	-	-
企画部	-	-	-	-	-	-
企画課	-	-	-	-	-	-
地域政策課	-	-	-	-	-	-
情報政策課	-	-	-	-	-	-
市民自治推進課	-	-	-	-	-	-
市民生活部	-	-	-	1	-	1
市民相談課	-	-	-	-	-	-
市民課	-	-	-	-	-	-
市民税課	-	-	-	-	-	-
固定資産税課	-	-	-	-	-	-
収税課	-	-	-	-	-	-
保険年金課	-	-	-	1	-	1
人権政策局	-	-	-	-	-	-
人権政策課	-	-	-	-	-	-
男女共同参画推進課	-	-	-	-	-	-
環境政策局	-	1	-	-	-	1
環境政策課	-	1	-	-	-	1
環境事業課	-	-	-	-	-	-
下水道部	1	1	-	1	-	3
下水道企画課	-	-	-	-	-	-
下水道営業課	-	-	-	-	-	-
整備課	1	1	-	1	-	3
施設課	-	-	-	-	-	-
福祉保健部	-	4	-	-	-	4
福祉課	-	-	-	-	-	-
障がい者支援課	-	1	-	-	-	1
長寿社会課	-	1	-	-	-	1
こども未来課	-	-	-	-	-	-
健康対策課	-	2	-	-	-	2

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
経済部	2	5	-	-	-	7
経済戦略課	1	-	-	-	-	1
商工課	-	3	-	-	-	3
観光課	1	1	-	-	-	2
農林課	-	1	-	-	-	1
水産振興室	-	-	-	-	-	-
建設部	3	6 4	2 (2)	4	-	7 3
建設企画課	-	-	-	-	-	-
都市計画課	-	-	-	1	-	1
土木課	-	-	1 (1)	-	-	1
維持管理課	-	2	-	1	-	3
建築住宅課	-	-	-	-	-	-
建築指導課	3	6 2	1 (1)	2	-	6 8
淀江支所	-	1	-	-	-	1
地域生活課	-	-	-	-	-	-
よどえまちづくり推進室	-	1	-	-	-	1
会計課	-	-	-	-	-	-
【教育委員会】	8	5	-	-	-	1 3
教育総務課	-	-	-	-	-	-
学校教育課	7	1	-	-	-	8
生涯学習課	-	1	-	-	-	1
文化課	1	2	-	-	-	3
体育課	-	1	-	-	-	1
学校給食課	-	-	-	-	-	-
【選挙管理委員会】	-	-	-	-	-	-
【公平委員会】	-	-	-	-	-	-
【監査委員】	-	-	-	-	-	-
【農業委員会】	-	-	-	-	-	-
【固定資産評価審査委員会】	-	-	-	-	-	-
【水道事業管理者】	-	-	-	-	-	-
【議会】	-	-	-	-	-	-
合 計 ※	1 4	8 6	2 (2)	6	-	1 0 8

イ 請求者区分別 (平成27年4月1日～平成28年3月31日受付分)

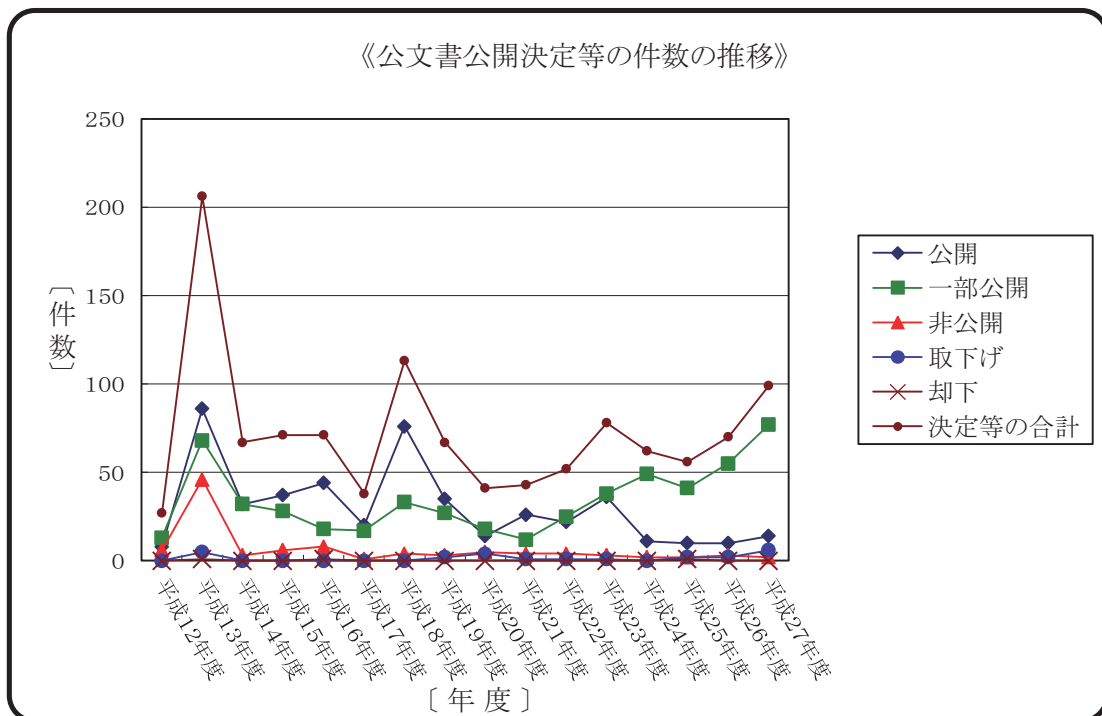
請求者区分		決定等内訳					合 計
		公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
市 内	個 人	5	2 4	2 (2)	2	-	3 3
	法 人	1	1 5	-	-	-	1 6
市 外	個 人	1	8	-	1	-	1 0
	法 人	7	3 0	-	3	-	4 0
合 計 ※		1 4	7 7	2 (2)	6	-	9 9

※ 一件の公開請求に係る公文書の所管課が複数となるものがある場合、アとイの合計は一致しません。

(2) 年度別公文書公開等決定件数

(平成27年4月1日～平成28年3月31日受付分)

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	8	13	6 (6)	-	-	27
平成13年度	86	68	46 (44)	5	1	206
平成14年度	32	32	3 (3)	-	-	67
平成15年度	37	28	6 (6)	-	-	71
平成16年度	44	18	8 (8)	-	1	71
平成17年度	20	17	1	-	-	38
平成18年度	76	33	4 (4)	-	-	113
平成19年度	35	27	3 (3)	2	-	67
平成20年度	14	18	5 (5)	4	-	41
平成21年度	26	12	4 (4)	1	-	43
平成22年度	22	25	4 (2)	1	-	52
平成23年度	36	38	3 (2)	1	-	78
平成24年度	11	49	2 (2)	-	-	62
平成25年度	10	41	2 (2)	2	1	56
平成26年度	10	55	3 (3)	2	-	70
平成27年度	14	77	2 (2)	6	-	99



(3) 公文書公開請求の処理状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日受付分)

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
1	H27. 4. 7	個人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 4. 10	個人情報 法人情報	
2	H27. 4. 13	法人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 4. 17	個人情報 法人情報	
3	H27. 4. 13	法人(市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 4. 17	個人情報 法人情報	
4	H27. 4. 13	法人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 4. 17	個人情報	
5	H27. 4. 15	法人(市外)	経済戦略課	以下の工事の金額入積算内訳設計書 二本木地区工場用地排水路整備事業強制排水施設機械設備工事 開札日：平成24年6月5日	公開	H27. 4. 24		
6	H27. 4. 23	法人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 4. 24	個人情報	
7	H27. 5. 8	個人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 5. 12	法人情報	
8	H27. 5. 11	法人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 5. 18	個人情報 法人情報	
9	H27. 5. 21	個人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 5. 25	法人情報	
10	H27. 5. 25	法人(市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 5. 28	法人情報	
11	H27. 5. 26	個人(市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 6. 9	個人情報 法人情報	
12	H27. 5. 28	法人(市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 6. 2	法人情報	
13	H27. 5. 28	法人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 6. 3	法人情報	
14	H27. 6. 9	法人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 6. 12	個人情報	
15	H27. 6. 11	個人(市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 6. 17	個人情報 法人情報	
16	H27. 6. 15	法人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 6. 18	個人情報 法人情報	
17	H27. 6. 16	法人(市内)	建築指導課	道路壁面線指定申請書(昭和39年4月13日付け)及び添付書類のうち、同意書、道路構造図、道路の指定を受ける土地、計画図	一部公開	H27. 6. 26	個人情報	
18	H27. 6. 22	法人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 6. 29	法人情報	
19	H27. 6. 22	個人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 6. 26	個人情報 法人情報	
20	H27. 7. 6	法人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 7. 8	法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
21	H27. 7. 6	個人（市外）	文化課	(1)平成24年度工事 米子市公会堂耐震補強及び大規模改修建築主体工事内訳書 (2)平成24年度工事 米子市公会堂耐震補強及び大規模改修建築主体工事内訳書(第2回変更) (3)平成24年度工事 米子市公会堂耐震補強及び大規模改修電気設備工事内訳書 (4)平成24年度工事 米子市公会堂耐震補強及び大規模改修電気設備工事内訳書(第2回変更) (5)平成24年度工事 米子市公会堂耐震補強及び大規模改修機械設備工事内訳書	公開	H27. 7. 14		
22	H27. 7. 22	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 7. 23	法人情報	
23	H27. 7. 23	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 7. 29	法人情報	
24	H27. 7. 24	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 7. 29	個人情報 法人情報	
25	H27. 7. 28	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 7. 31	法人情報	
26	H27. 7. 29	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 8. 3	個人情報 法人情報	
27	H27. 8. 3	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	取下			
28	H27. 8. 4	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 8. 7	法人情報	
29	H27. 8. 19	個人（市内）	建築指導課	環境プラント工業株式会社が旧淀江町長に対し提出した「変更開発事業実施計画書」（平成9年8月28日付け）及び旧淀江町長が環境プラント工業株式会社に対し交付を行った変更開発事業実施計画（設計）の同意の書面（平成9年10月23日付け）の控え	一部公開	H27. 8. 25	法人情報	
30	H27. 8. 13	法人（市外）	都市計画課	都市計画法及び土地地区画整理法に基づき認可した土地地区画整理事業で平成23年1月1日から平成26年12月31日までに換地処分がなされた事業についての土地地区画整理法施行規則第5条、第12条などで法定されている下記の(1)から(4)の図面及び(5)の対照表 (1)施行地区位置図 (2)施行地区区域図 (3)換地図その1 (4)換地図その2 (5)新旧（旧新）地番対照表	取下			
31	H27. 8. 25	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 8. 28	法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
32	H27. 8. 27	個人（市内）	建築指導課	平成8年度起土地開発等に係る開発協定綴に綴られている以下の文書 (1) 施行同意書（鑑）の写し (2) 淀江第2最終処分場Ⅱ期工事変更届出書について（受鳥西行第125号平成8年5月20日付け）の写し (3) 開発協定書に伴う変更の公共施設管理者の同意及び協議（変更協議）について（受淀第2516号平成8年4月12日付け）の写し (4) 平成8年2月1日に淀江町長、淀江町土地改良区理事長、西部広域行政管理組合事務局長、環境プラント工業株式会社代表取締役が淀江第2最終処分場全体計画について確認を行った際の出席者名簿の写し (5) 淀江第2最終処分場に関する図面の写し	公開	H27. 9. 4		
33	H27. 8. 27	個人（市内）	建築指導課	平成8年度起土地開発等に係る開発協定綴に綴られている 淀江第2一般廃棄物最終処分場に関する関係機関のファックス送信票	公開	H27. 9. 9		
34	H27. 8. 27	個人（市内）	総務管財課	(1) 平成17年3月10日付け淀江町長と淀江町土地開発公社と社会福祉法人ソウェルよどえが結んだ淀江町保健福祉の里基本構想に係る用地についての覚書一式 (2) (1)に係る米子市と社会福祉法人ソウェルよどえとの協議記録	一部公開	H27. 9. 8	法人情報 不存在	
35	H27. 8. 27	個人（市内）	建築指導課	旧淀江町と環境プラント工業株式会社が交わした淀江町〇〇地区内における不燃物の最終処分場の建設に係る開発協定書（平成4年5月21日付け）	一部公開	H27. 9. 3	法人情報	
36	H27. 8. 27	個人（市内）	文化課	米子城跡の国指定に係る庁内協議の復命書（平成16年以降）	一部公開	H27. 9. 11	個人情報 法人情報	
37	H27. 8. 28	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 9. 3	個人情報 法人情報	
38	H27. 9. 4	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 9. 11	個人情報	
39	H27. 9. 7	法人（市内）	学校教育課	(1) 平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員名簿 (2) 平成27年度中学校教科書調査員一覧表 (3) 平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容	公開	H27. 9. 17		決定期限 延長
40	H27. 9. 8	法人（市外）	学校教育課	(1) 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則 (2) 平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員名簿 (3) 鳥取県教科用図書選定審議会の「平成28年度に使用する中学校教科用図書の選定に必要な資料」 (4) 鳥取県西部地区教科用図書調査結果報告書（中学校） (5) 平成27年度中学校教科書調査員一覧表 (6) 平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容 (7) 教科用図書採択一覧表 (8) 採択に適当と思われる教科書の特徴一覧（中学校）	公開	H27. 9. 18		
41	H27. 9. 9	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 9. 11	法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
42	H27. 9. 10	個人（市内）	建築指導課	平成8年度起土地開発等に係る開発協定綴に綴られている以下の文書 (1)平成8年2月1日に淀江町長、淀江町土地改良区理事長、西部広域行政管理組合事務局長、環境プラント工業株式会社代表取締役が淀江第2最終処分場全体計画について確認を行った際の出席者名簿の写し (2)開発協定書に伴う変更の公共施設管理者の同意及び協議（変更協議）について（受淀第2516号平成8年4月12日付け）の写し	公開	H27. 9. 18		
43	H27. 9. 10	法人（市外）	学校教育課	(1)鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則 (2)平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員名簿 (3)鳥取県教科用図書選定審議会の「平成28年度に使用する中学校教科用図書の選定に必要な資料」 (4)鳥取県西部地区教科用図書調査結果告報（中学校） (5)平成27年度中学校教科書調査員一覧表 (6)平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容 (7)教科用図書採択一覧表 (8)採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（中学校）	公開	H27. 9. 18		
44	H27. 9. 10	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 9. 17	個人情報 法人情報	
45	H27. 9. 14	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 9. 17	個人情報 法人情報	
46	H27. 9. 17	法人（市外）	学校教育課	(1)鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則 (2)平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員名簿 (3)鳥取県教科用図書選定審議会の「平成28年度に使用する中学校教科用図書の選定に必要な資料」 (4)鳥取県西部地区教科用図書調査結果告報（中学校） (5)平成27年度中学校教科書調査員一覧表 (6)平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容 (7)教科用図書採択一覧表 (8)採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（中学校）	公開	H27. 9. 29		
47	H27. 9. 24	個人（市内）	建築指導課	平成16年3月31日付で淀江町と環境プラント工業株式会社と〇〇自治会と〇〇実行組合並びに淀江町土地改良区が交わした協定書（平成4年5月21日付けで交わした協定書の変更に係るもの）	一部公開	H27. 10. 1	個人情報 法人情報	
48	H27. 9. 24	個人（市内）	総務管財課	平成17年3月10日付け淀江町長と淀江町土地開発公社と社会福祉法人ソウエルよどえが結んだ淀江町保健福祉の里基本構想に係る用地についての覚書	一部公開	H27. 10. 1	法人情報	
49	H27. 9. 28	個人（市内）	土木課	大沢川の工事に係る文書	非公開	H27. 10. 13	不存在	
50	H27. 9. 28	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 10. 1	法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
51	H27. 10. 6	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 10. 14	法人情報	
52	H27. 10. 7	法人（市外）	学校教育課	(1)平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員名簿 (2)鳥取県西部地区教科用図書調査結果報告書（中学校）（社会科、地図帳） (3)平成27年度中学校教科書調査員一覧表 (4)採択におけるスケジュール表	公開	H27. 10. 19		
53	H27. 10. 8	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 10. 14	法人情報	
54	H27. 10. 8	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 10. 14	法人情報	
55	H27. 10. 15	個人（市内）	整備課	米子市の下水道施設設置等に要した費用につき、特に歳入に関しては国費、県費、市費を明細に記した、各年度の収支決算書（昭和60年度から平成26年度まで）	公開	H27. 10. 30		
56	H27. 10. 16	法人（市外）	学校教育課	(1)鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則 (2)平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員名簿 (3)鳥取県教科用図書選定審議会の「平成28年度に使用する中学校教科用図書の選定に必要な資料」（音楽のみ） (4)鳥取県西部地区教科用図書調査結果報告書（中学校）（音楽のみ） (5)平成27年度中学校教科書調査員一覧表 (6)平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容 (7)教科用図書採択一覧表 (8)採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（中学校）	公開	H27. 10. 28		
57	H27. 10. 19	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 10. 22	個人情報 法人情報	
58	H27. 10. 19	個人（市内）	総務管財課	平成22年度7月23日付けで米子市土地開発公社と株式会社ナノオプトニクス・エナジーが交わした土地建物売買契約書	一部公開	H27. 10. 29	法人情報	
59	H27. 10. 20	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 10. 26	法人情報	
60	H27. 10. 20	法人（市外）	学校教育課	(1)鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則 (2)平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員名簿 (3)鳥取県教科用図書選定審議会の「平成28年度に使用する中学校教科用図書の選定に必要な資料」 (4)鳥取県西部地区教科用図書調査結果報告書（中学校） (5)平成27年度中学校教科書調査員一覧表 (6)平成27年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容 (7)教科用図書採択一覧表 (8)採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（中学校）	公開	H27. 10. 28		
61	H27. 10. 26	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 10. 29	法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
62	H27. 10. 29	個人（市内）	長寿社会課	米子市の民生委員の研修会の議題が記載された文書（例えば開催の案内状、当日のテキスト、報告書等）を平成22年度から現在まで各会につき全て	一部公開	H27. 11. 13	個人情報 法人情報 不存在	
63	H27. 11. 9	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 11. 11	個人情報 法人情報	
64	H27. 11. 10	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 11. 13	法人情報	
65	H27. 11. 11	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 11. 16	個人情報 法人情報	
66	H27. 11. 16	個人（市内）	商工課	マイカル・イオンと米子駅前開発間における店舗建物賃貸借契約で、米子市が保管している本件契書及び付随資料（①マイカルとの当初契約書関連 ②イオンに吸収合併時契約書関連 ③現在の契約書関連）	一部公開	H27. 12. 18	法人情報	決定期限 延長
67	H27. 11. 20	個人（市内）	維持管理課	側溝蓋の設置基準文書	取下			
68	H27. 11. 30	個人（市内）	観光課	「自治体スマホ連絡協議会」及び「ふるさとスマホ株式会社」に関し、米子市が取得又は作成し保有する一切の資料（音声及び映像等もあればそれも含む）	公開	H27. 12. 9		
69	H27. 11. 27	個人（市内）	総務管財課	平成27年度2月25日付けJT米子工場の不動産鑑定確認書米子市保管分（写し）	一部公開	H28. 1. 8	個人情報 法人情報	決定期限 延長
70	H27. 12. 1	個人（市内）	総務管財課 環境政策課 障がい者支援課 健康対策課 商工課 観光課 維持管理課 よどえまちづくり推進課	下記の施設の指定管理に係る平成27年度の協定書及び基本協定書 (1) 米子市鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンター (2) 米子市中心身障害者福祉センター及び米子サンアビリティーズ (3) 米子市福祉保健総合センター (4) 米子市シルバーワークプラザ (5) 米子市観光センター (6) 米子市都市公園 (7) 米子市伯耆古代の丘公園等 (8) 米子市農林産物直売施設	一部公開	H27. 12. 10	個人情報 法人情報	
71	H27. 12. 1	個人（市内）	文化課 生涯学習課 体育課	下記の施設の指定管理に係る平成27年度の協定書及び基本協定書 (1) 米子市児童文化センター (2) 米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センター (3) 米子市体育施設及び都市公園 (4) 米子市皆生市民プール	一部公開	H27. 12. 10	法人情報	
72	H27. 12. 7	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 12. 11	個人情報 法人情報	
73	H27. 12. 10	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 12. 17	法人情報	
74	H27. 12. 11	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 12. 17	個人情報	
75	H27. 12. 15	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H27. 12. 21	法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
76	H27. 12. 21	法人（市外）	保険年金課	平成27年度診療報酬明細書点検等業務委託（国保・生保）における (1) 契約書及び契約金額 (2) 入札参加者及び各業者の応札金額	取下			
77	H27. 12. 22	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 1. 6	法人情報	
78	H27. 12. 24	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 1. 4	個人情報 法人情報	
79	H27. 12. 24	法人（市内）	健康対策課	(1) 平成27年度に市が実施した米子市福祉保健総合センター（米子市保健センター及び米子市老人福祉センター併設）の指定管理者募集において、指定管理者に選定された企業（団体等）が市に提出した事業計画書及び収支計画書（会社定款、納税証明、決算書などの添付書類は不要） (2) 指定管理実務等管理実績一覧表 (3) 社会責任の遂行に関する取組実績一覧表	一部公開	H28. 1. 6	個人情報	
80	H27. 12. 28	個人（市外）	建築指導課	昭和60年度から平成12年度の建築確認申請受付台帳（①～④号）のうち設計・管理・施工のいずれかに（〇〇（法人）、〇〇（法人）、〇〇（法人）、〇〇法人、〇〇（個人））が載っているもので、木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建築物に係るもの	取下			
81	H28. 1. 4	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 1. 7	法人情報	
82	H28. 1. 6	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 1. 12	個人情報 法人情報	
83	H28. 1. 7	法人（市内）	農林課	農振除外に関する書類（下記地番に係るもの） (1) 米子市〇〇（地番） (2) 米子市〇〇（地番） (3) 米子市〇〇（地番） (4) 米子市〇〇（地番）	一部公開	H28. 1. 22	個人情報 法人情報	
84	H28. 1. 14	個人（市内）	下水道整備課	平成13年度伯仙地区五ツ分1工区管路施設工事における〇〇（地番）の公共樹設置の位置関係の分かる書面	取下			
85	H28. 1. 25	法人（市内）	学校教育課	外国語指導助手配置業務委託仕様書（平成25年度に募集のあったもの） 現在委託を受けている業者のプロポーザル資料	一部公開	H28. 2. 19	個人情報 法人情報	決定期限 延長
86	H28. 1. 28	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 2. 2	法人情報	
87	H28. 2. 3	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 2. 8	個人情報 法人情報	
88	H28. 2. 4	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 2. 8	法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
89	H28. 2. 8	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 2. 10	法人情報	
90	H28. 2. 9	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 2. 15	個人情報 法人情報	
91	H28. 2. 15	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 2. 17	個人情報 法人情報	
92	H28. 2. 16	個人（市内）	商工課	平成28年2月16日に締結したイオン米子駅前店に係る建物一部転貸借契約書	一部公開	H28. 3. 1	個人情報 法人情報	
93	H28. 2. 24	個人（市内）	建築指導課	(1) 平成9年8月28日付けで環境プラント工業株式会社から淀江町に提出のあった変更開発事業実施計画（設計）書 (2) 同上変更に係る同意に関する淀江町の起案・決定文書	一部公開	H28. 3. 10	個人情報 法人情報	
94	H28. 3. 2	個人（市内）	維持管理課	境界立会申請書及び境界確定協議書 （米子市〇〇（地番）、〇〇（地番）、〇〇（地番）、〇〇（地番）に該当するもの）	一部公開	H28. 3. 16	個人情報 法人情報	
95	H28. 3. 8	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 3. 11	個人情報 法人情報	
96	H28. 3. 9	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 3. 11	個人情報 法人情報	
97	H28. 3. 10	個人（市内）	下水道整備課	米子市下水道事業において公費で私有地に設置された市の下水道施設についてですが米子市公共下水道平面図上の〇〇（図面上の表示。以下同じ）、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇を結ぶ、5戸を連結する施設の施行に際し、土地権利者から米子市が取得した文書（承諾書、契約書等）全て	一部公開	H28. 3. 25	個人情報	公開未実施
98	H28. 3. 14	個人（市内）	建築指導課	環境プラント工業株式会社の不燃物最終処分場に関する次の書類 (1) 鳥取県知事から平成9年11月7日付け文書により淀江町長に対して林地開発行為に対する意見照会がなされている。これについて淀江町長が行った回答（平成9年11月19日付け）に係る回答文書の起案・決定文書（図面等の添付図書を含む） (2) 淀江町長、西部広域行政管理組合事務局長、淀江町土地改良区理事長、環境プラント工業株式会社代表取締役の間で平成8年2月9日付けで交わした確認書に係わる淀江町の起案・決定文書（図面等の添付図書を含む）及び上記確認書	非公開	H28. 3. 28	不存在	
99	H28. 3. 23	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H28. 3. 28	個人情報	

2 個人情報保護制度

平成27年度は、13件の保有個人情報開示請求がありました。

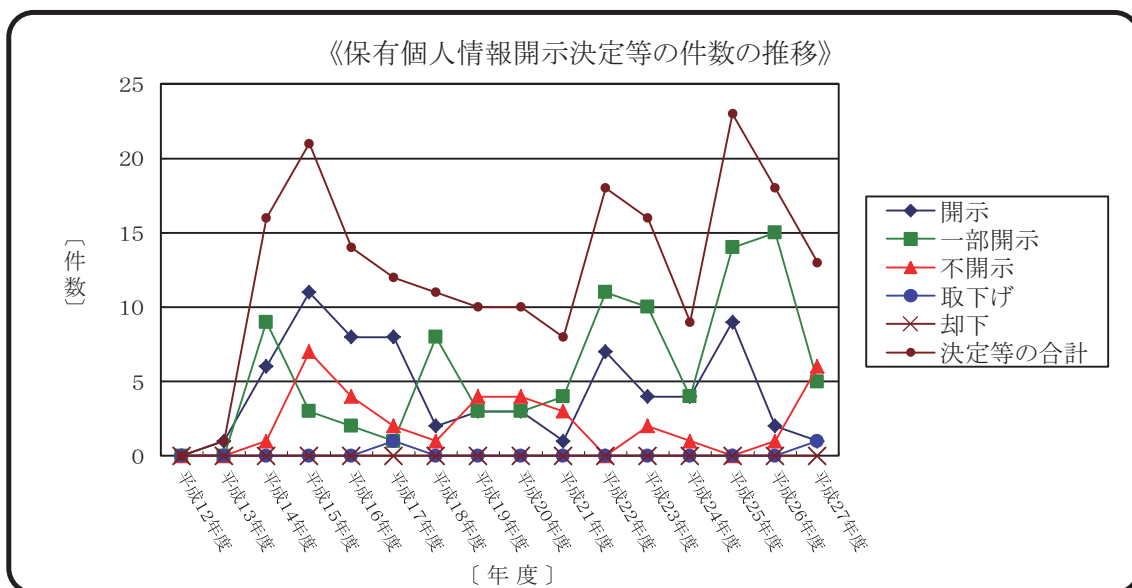
主な請求内容は、住民票の写し等交付申請書、戸籍・身分証明書等交付申請書等でした。

請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 各種請求に対する年度別決定件数

ア 請求区分：開示

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	開 示	一部開示	不開示 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	-	-	-	-	-	-
平成13年度	1	-	-	-	-	1
平成14年度	6	9	1 (1)	-	-	16
平成15年度	11	3	7 (7)	-	-	21
平成16年度	8	2	4 (4)	-	-	14
平成17年度	8	1	2 (2)	1	-	12
平成18年度	2	8	1 (1)	-	-	11
平成19年度	3	3	4 (4)	-	-	10
平成20年度	3	3	4 (3)	-	-	10
平成21年度	1	4	3 (3)	-	-	8
平成22年度	7	11	-	-	-	18
平成23年度	4	10	2 (2)	-	-	16
平成24年度	4	4	1 (1)	-	-	9
平成25年度	9	14	-	-	-	23
平成26年度	2	15	1 (1)	-	-	18
平成27年度	1	5	6 (6)	1	-	13



イ 請求区分：訂正、利用の停止、消去、提供の停止

区分 年度	決定等内訳												取下げ	却下	合計
	訂正			利用の停止 (目的外利用 の中止)			消去 (削除)			提供の停止 (外部提供の 中止)					
	全部訂正	一部訂正	請求棄却	全部削除	一部削除	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却			
平成12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成14年度	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-	6
平成15年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成16年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成17年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成18年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成23年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※（ ）内は、米子市個人情報保護条例の平成20年4月1日施行の改正以前の請求区分

(2) 各種請求の処理状況（請求区分：開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止）

（平成27年4月1日～平成28年3月31日受付分）

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の理由)
1	H27.4.6	開示	① 平成27年4月2日付けで 交付された請求者の戸籍 全部事項証明に関する戸 籍申請書 ② 平成26年11月26日付け で交付された請求者の戸 籍全部事項証明と戸籍附 票全部証明に関する戸籍・ 戸籍附票申請書	市民 課	H27.4.14	一部開示 (第三者の個人情報、 法人情報)
2	H27.4.22	開示	平成25年5月以降の請求者の 住民基本台帳カード交付申請 書と印鑑登録申請書	市民 課	H27.4.24	不開示 (文書不存在)
3	H27.6.26	開示	平成19年度分及び平成20年 度分の請求者の所得に関する 資料	市民 税課	H27.7.13	不開示 (文書不存在)
4	H27.6.26	開示	平成20年度及び平成21年度 国民年金保険料継続免除申請 に係る添付資料として、請求者 の所得情報を日本年金機構に 対して米子市が送付したことが わかる文書	市民 税課 保険 年金 課	H27.7.13	不開示 (文書不存在)
5	H27.7.30	開示	平成27年7月23日に交付さ れた請求者の改製原戸籍謄本 に係る交付申請書	市民 課	H27.8.5	一部開示 (第三者の個人情報、 法人情報)
6	H27.8.13	開示	平成26年11月1日から平成27 年8月13日までの請求者の住 民票の交付申請書	市民 課	H27.8.21	不開示 (文書不存在)
7	H27.9.18	開示	平成27年9月17日までの請求 者の生活保護受給決定に関する 記録	福祉 課	H27.10.14	取下
8	H27.11.19	開示	平成27年10月1日から同年 11月18日までの請求者を特定 した戸籍謄本及び抄本又は住 民票の写しに係る弁護士等資 格者の職務上請求書	市民 課	H27.12.14	不開示 (文書不存在)
9	H27.12.8	開示	平成27年1月1日から同年11 月30日までの請求者に係る戸 籍謄抄本交付申請書(公用申 請分は除く。)	市民 課	H27.12.17	一部開示 (第三者の個人情報、 法人情報)

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の理由)
10	H27.12.9	開示	平成 27 年 12 月 7 日に交付された請求者の戸籍全部事項証明及び戸籍附票の職務上請求による戸籍等交付申請書	市民課	H26.11.19	一部開示 (第三者の個人情報、法人情報)
11	H28.2.3	開示	平成 28 年 2 月 1 日付けの米子市住民票写し等交付通知書で通知された住民票の写し及び戸籍全部事項証明に該当する、請求者に係る戸籍等交付申請書及び住民票の写し交付申請書	市民課	H28.2.5	開示
12	H28.2.22	開示	平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 2 月 21 日までの請求者に係る住民票の写しの交付申請書、戸籍謄本及び戸籍附票の交付申請書。(公用請求分は除く。)	市民課	H28.2.25	不開示 (文書不存在)
13	H28.3.3	開示	平成 28 年 3 月 1 日付けの米子市住民票の写し等交付通知書で通知された戸籍に該当する請求者に係る戸籍等交付申請書	市民課	H28.3.9	一部開示 (第三者の個人情報、法人情報)

なお、上記のうち、市外の請求者からの請求は 2 件でした。

(3) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の目的」及び「個人情報の記録項目」等を市長に届け出なければなりません。

個人情報取扱事務届出件数 846件

(4) 個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のことに関しては総務管財課に協議することになっています。

ア 個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき（157件）

イ 個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に本人以外収集を行う必要があるとき（34件）

ウ 目的外利用（所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施機関内に限り利用すること）は原則として、禁止しているが、例外的に目的外利用を行う必要があるとき（82件）

エ 外部提供（所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること）は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき（57件）

※個人情報取扱事務についてまとめたものを情報公開コーナー（米子市役所本庁舎3階総務管財課隣り）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

3 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

(1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、保有個人情報不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

(2) 会議の開催回数

4回

(3) 開催内容等

米子市情報公開条例に基づく実施機関の下記の諮問に応じ、公文書の非公開決定に対する異議申立てに関する事項の調査審議を行いました。

No	諮問受付 年月日	趣 旨	所管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
1	H27. 2. 25	次の公文書の公開請求に対し、非公開とした処分を取り消し、公開を求める異議申立てについて 米子市の下水道事業において米子市私道敷地内公共下水道布設要綱（昭和51年度施行、昭和59年施行）、米子市私道敷地内公共下水道施設設置要綱（平成18年度施行）に基づく以外に私有地に公費で下水道施設を布設されている場合の法規範となる文書	整備 課	H27. 6. 16 棄却 (資料1参照)	審査会の答申を尊重し、異議申立てを棄却した。

(4) 審査会委員

平成28年3月31日現在

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	網 崎 孝 志	大学教授
	清 水 久 代	地方裁判所調停委員
	鈴 谷 崇	弁護士
	中 尾 慶治郎	元 小学校校長
(会長職務代理)	永 松 正 則	大学准教授

(アイウエオ順)

4 外郭団体の情報公開制度

(1) 制定・施行団体 8団体

ア 米子市が資本金（出資金）を1/2以上出資（出捐）している法人

社会福祉法人米子福祉会

一般財団法人米子市開発公社

一般財団法人米子市生活環境公社

一般財団法人米子市文化財団

イ ア以外の法人

公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団

社会福祉法人米子市社会福祉協議会

一般財団法人米子市学校給食会

米子市土地改良協会

(2) 処理状況

一般財団法人米子文化財団 情報公開（全部公開）1件

一般財団法人米子市開発公社 情報提供（公開請求によらない情報公開）2件

その他の団体では、公開請求等はありませんでした。

5 米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

公開請求等はありませんでした。

(2) 個人情報保護制度

開示請求等はありませんでした。

(3) 米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

会議の開催回数 0回

《 資 料 》

答 申

【諮問件名】

公文書の非公開決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成26年12月10日付けで米子市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定処分（発米整第327号。以下「本件処分」という。）に対し、異議申立人（以下「申立人」という。）が平成27年2月9日付けで行った、本件処分の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）については、棄却すべきである。

2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

(1) 本件公文書公開請求

申立人は、平成26年12月2日、実施機関に対し、次の公文書の閲覧及び写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

〔公開請求をする公文書〕（以下「本件文書」という。）

米子市の下水道事業において、米子市私道敷地内公共下水道布設要綱（昭和57年度施行）、米子市私道敷地内公共下水道布設要綱（昭和59年度施行）又は米子市私道敷地内公共下水道施設設置要綱（平成18年度施行）に基づくもの以外で、私有地に公費で下水道施設を布設している場合の、法規範となる文書

(2) 本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成26年12月10日、次のとおり公文書非公開決定処分を行い、申立人に通知した。

〔公開しない理由〕

米子市私道敷地内公共下水道布設要綱（昭和57年4月1日施行）、米子市私道敷地内公共下水道布設要綱（昭和59年9月1日施行）又は米子市私道敷地内公共下水道施設設置要綱（平成18年4月1日施行）（米子市私道敷地内公共下水道布設要綱（昭和57年4月1日施行）が改正され米子市私道敷地内公共下水道布設要綱（昭和59年9月1日施行）に、さらに改正され米子市私道敷地内公共下水道施設設置要綱（平成18年4月1日施行）になったもの。以下「私道要綱」と総称する。）に基づいたもの以外で私有地に下水道布設を行って

るところはあるが、その場合は当該私有地の使用に係る承諾書の取得、又は土地貸借契約の締結を行っており、それについての要綱等は存在しないため。

(3) 本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、平成27年2月9日、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、本件文書を公開するとの決定を求める。

4 申立人の主張の要旨

申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 申立人の所有地は、私道要綱における私道への公共下水道施設の設置基準に該当しない土地であるにも関わらず、他人が使用するための下水道管とそれに付随する施設（以下「下水道施設」という。）が公費で埋設されている。それが原因で申立人の家の下水道施設及び水道を当該所有地に埋設することができない。これは日本国憲法（昭和21年憲法）第25条及び第29条の権利を侵害し、民法（明治29年法律第89号）第220条の理念に反する行為である。申立人は、このような理不尽な下水道施設の埋設が行われた根拠となる法令・条例等を知るために本件公文書公開請求を行った。

(2) 公権力をもつ市と一市民とは対等な関係ではないから、両者間での契約には法規制が必要であると考える。地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の3には「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、下水道事業は支出を伴うことから、これに係る契約は法律に基づいて行われなければならない。そもそも行政は法律に基づき法律に従って行うのが基本原則である。法律がなければ申立人の場合のように権利の侵害を受ける危険がある。公正で民主的な行政が法律なくして契約と言うことはあり得ない。よって、本件処分はその理由も含め違法かつ不当である。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分の決定理由

米子市は、排水区域が公示された区域内で、国道・県道・市道・その他道路（以下「公道」という。）に公共下水道施設を設置している。しか

し、公共下水道施設を設置する公道と排水すべき建物の間に第三者の私有地があり、その土地を横断しないと建物に公共下水道施設が設置できない場合（以下「私有地が間にある場合」という。）には、米子市公共下水道管理者（実施機関を指す。以下「下水道管理者」という。）がその私有地の所有者から承諾書を取得して公共下水道施設を設置している。

下水道法（昭和33年法律第79号）第3条において、「公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。」と定められているため、私有地が間にある場合に公共下水道施設を設置することができる明確な基準は設けていないが、下水道管理者が前述の承諾書の取得を行っているのが実状である。

なお、私道要綱に該当する場合も私有地が間にある場合も、当該公共下水道施設を設置しようとする私有地の所有者から承諾書を取得することとしている。2つの場合の相違点は、私道要綱に該当する場合は公共下水道施設の設置希望者からの申請が必要であるのに対し、私有地が間にある場合は下水道管理者が公共下水道施設を設置するため自ら承諾書を取得する点である。

しかし、私有地が間にある場合に公共下水道施設の設置を行うための要綱等を実施機関においては定めたことはなく、現にそのような要綱等がなくても、米子市が公共下水道施設を設置する上では問題がない。

以上のとおり、本件文書を実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したことがないため、本件文書は存在しないものとして、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号。以下「公開条例」という。）第11条第2項に基づき本件処分を行った。

(2) 異議申立てに対する反論及び意見

申立人は、異議申立書において、本件公文書公開請求をした目的について述べているが、情報公開制度における公開・非公開の決定は、公開請求者が公文書の公開を求める目的がいかなるものであるかに関わらず、公文書公開に係る法令に則って行うべきものである。

また、申立人が異議申立書において「行政は法律に基づき法律に従って行うのが基本原則です。」と述べているとおり、実施機関は下水道法に基づき下水道業務を行っている。私道要綱に該当しない私有地の所有者から土地使用に係る承諾書を取得した上で、当該私有地に公共下水道施設を設置すること自体はもちろん、このことについて要綱等により具体的に定めていないことも下水道法に違反していない。

本件処分は、下水道管理者において私道要綱に該当しない私有地に公共下水道施設の設置を行う際の明確な条件を要綱等により定めたことはないことから、本件文書は存在しないものとして、実施機関が公開条例第11条第2項に基づき行ったものである。

したがって、実施機関としては、本件処分は公開条例に基づいて行った正当な処分であり、妥当であると考える。

6 当審査会の判断

(1) 審査の経緯

実施機関から、平成27年2月25日、公開条例第17条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

(2) 争点の整理

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、本件処分に違法性又は不当性があるか否かである。

実施機関は、本件文書については保有していないとして文書不存在を理由とした公文書非公開決定を行ったことから、当審査会は、実施機関及び申立人のそれぞれの主張から、本件文書が存在するか否かを争点として審査を行った。

なお、異議申立書、反論書及び口頭意見陳述において申立人が述べている、申立人の所有地における公共下水道事業についての意見に関しては、本件処分とは直接関連のないものであるため、当審査会では審査の対象としていない。

(3) 争点に対する判断

ア 実施機関の主張について

本件文書は、申立人が公文書公開請求書に記載した本件文書の件名及び内容によれば、私道要綱に基づくもの以外で米子市が私有地に公費で下水道施設を設置している場合の法規範となる文書である。

これに対し、実施機関は、本件文書を、私道要綱に該当しない私有地に公共下水道施設の設置を行う場合（以下「私道要綱に該当しない場合」という。）の明確な条件を定めた要綱等であると特定した上で、本件文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したことがないため、存在しないと主張する。

当審査会が私有地における下水道施設の設置について実施機関から受けた説明を要約すると、以下のとおりである。

本来、私道への下水道施設設置は個人が行うべきところ、米子市は、公共下水道が整備された区域内において排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗化への改造を促進するため、一定の条件を満たす私道については原則として米子市が費用負担し公共下水道施設の設置を行うことを、私道要綱において定めている。具体的には、

- (ア) ①公道に面した角地の土地を除き、奥に所有者の異なる建物が2戸以上あり、②当該私道について所有権及びその他の権利を有する

者が無償で下水道施設設置を承諾しており、③当該私道において支障なく下水道工事ができるという要件を備えた私道について、公共下水道施設の設置を行うものとする

(イ) 上記(ア)以外に、特別な事情により米子市長がやむを得ないと認めた場合は、私道への公共下水道施設の設置を行うことができる旨が定められている。

これに対し、私道要綱に該当しない場合とは、通常、公共下水道施設は公道に設置するものであるところ、公道と排水すべき建物の間に当該建物の所有者以外の者の私有地が存在することにより、公道から当該私有地を横断して公共下水道施設を設置する必要が生じた場合に限られる。しかし、私道要綱に該当しない場合について、私道要綱のように何らかの基準を定めた要綱等を作成し、又は取得したことはない。

以上のような説明を受け、当審査会は、私道要綱に該当しない場合について何らかの基準を定めた文書が全く存在しないという実施機関の主張の検証を行った。その際、本件文書の範囲については、公開条例第5条により何人にも認められた公文書の公開を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、申立人が公文書公開請求書に記載した本件文書の件名及び内容から、通常考えられる範囲において最大限に解釈することとした。具体的には、実施機関が本件文書として特定した私道要綱に該当しない場合の明確な条件を定めた要綱等が存在しないとしても、

- a 私道要綱に該当しない個別の私有地への公共下水道施設の設置を可とする理由が示された文書
- b 私道要綱に該当しない場合の事務処理を行うためのマニュアル又は私道要綱に該当しない場合の事務処理を行う際に他の要綱等を準用することを定めた文書

が存在するのではないかと推測されたことから、これらが存在すれば本件文書に該当するものと考えた。

当審査会が、実施機関に対し、a及びbの文書について、その存否を確認したところ、実施機関においてはそのいずれの文書も作成したことがないため、存在しないとのことであった。実施機関の説明によれば、私道要綱に該当しない場合の事務を実施機関内において所管する課におけるマニュアル等が綴られたファイル全てを改めて確認したが、bに該当する文書は綴られていないとのことであった。また、私道要綱に該当しない個別の私有地への公共下水道設置の決定に係る決裁文書の全てを確認したが、そのいずれにも当該私有地への公共下水道施設の設置を可とする理由は記載されていないとのことであった。実際に、当審査会においても、実施機関から私道要綱に該当しない個別の私有地への公

共下水道設置の決定に係る決裁文書の提示を受けて確認したが、そのような記載はなかった。

当審査会としては、私道要綱に該当しない場合の明確な条件を定めた要綱等はもちろん、a及びbの文書がいずれも作成されたことがなく、現に存在しないという実施機関の説明を踏まえると、私道要綱に該当しない場合の事務処理全てが慣例として行われていると解釈せざるを得ず、通常の行政事務の進め方に照らすと疑問が残るところである。

しかしながら、本件文書が実施機関において存在するという確証を見いだすことはできなかった。したがって、実施機関が本件文書について不存在であることを理由として本件処分を行ったことが違法又は不当であるとは言えない。

イ 申立人の主張について

次に、申立人の主張について検討する。

申立人は、公文書公開請求書の請求する公文書の件名及び内容において、私道要綱に該当しない場合の「法規範となる文書」と記載している。この「法規範となる文書」の範囲について、申立人は、その後、異議申立書、反論書及び口頭意見陳述において、米子市の公共下水道事業の法規範となる法律・政令・条例・規則等（以下「法令等」という。）であると述べる。特に、実施機関の意見説明書に下水道法という法律名が挙げられていることから、少なくとも下水道法は本件文書に該当し、下水道法に関連する法令等も本件文書に該当すると主張する。

しかしながら、公開条例第5条に定める公開請求権は、その公開請求の対象が公文書に限定される。そして、一般に公布された法令等は、公開条例第2条第2号に規定する公文書に該当しないため、公開請求の対象とならない。実施機関は、私道要綱に該当しない場合の「法規範となる文書」が何らかの法令等を示すものとは判断しなかったが、やむを得ないと思料される。

したがって、実施機関が下水道法及びこれに関連する法令等を本件文書に該当するものと判断せず本件処分を行ったことは妥当である。

(4) 結論

上記のとおり、本件処分を取り消すべき違法性又は不当性は認められない。

よって、本件異議申立てには理由がないため、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

7 付言

(1) 私道要綱に該当しない場合の事務に係る文書処理について

当審査会は、本件異議申立てに係る審議の過程において、私道要綱に該当しない場合の事務に係る文書処理について、実施機関から説明を受けることとなった。上記6(3)アのとおり、実施機関においては、私道要綱に該当しない場合の事務処理を行うためのマニュアル又は私道要綱に該当しない場合の事務処理を行う際に他の要綱等を準用することを定めた文書を作成したことはなく、現に存在しないとのことであった。

当審査会は、前述の文書が存在しない理由について実施機関に説明を求めた。これに対する実施機関の回答は、私道要綱に該当しない場合の一連の事務について、私有地の所有者からの承諾書の取得等を「必要な措置」であるとしながらも、「特にマニュアルなどを設けなくても対応できる」と言うにとどまり、到底明確な理由を示したと言えるものではなかった。そのため、当審査会は、私道要綱に該当しない場合の事務処理が何らの基準もなく行われているのではないかとの疑念を市民に抱かせる可能性があることを否定できない。

一般に、行政機関の意思決定に係る事務処理は文書によって行われる。そして、公開条例第3条第2項には、「実施機関は、(中略)必要な公文書の作成を怠ってはならない。」と定められている。前述の文書が作成されていないことは、その趣旨にかなうものとは言い難い。市民に対する米子市の説明責任を果たす観点からも、当審査会は、実施機関において、私道要綱に該当しない場合の事務処理方法を明文化しておくことを要望する。

(2) 本件文書の特定について

本件文書の当初の特定において、実施機関が申立人の意図を十分に把握していなかった可能性は否めない。実施機関においては、公文書の特定を確実にを行うために、申立人との質疑応答を通じて最大限の努力が望まれる。

また、申立人においても、本件文書の特定に係る実施機関からの質問に応じる過程で、よりの確な公文書の特定についての教示を得る可能性があったと思われる。

当審査会は、情報公開制度の円滑な運用のためには、公開請求の対象となる公文書の特定をはじめ公開請求の手続におけるあらゆる場面において、実施機関と公開請求者の相互協力が不可欠であることを申し添える。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成27年2月25日	・実施機関から審査会に対して諮問 (平成27年2月9日付け異議申立て)
平成27年3月24日 (本件に係る審査会第1回目)	・事務局職員による審議内容に係る説明 ・審議
平成27年3月26日	・実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請 ・実施機関に対して資料(1回目)の提出を要請
平成27年4月3日	・実施機関から提出された「意見説明書」を受付
平成27年4月6日	・異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付するとともに、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知
平成27年4月10日	・実施機関から提出された資料(1回目)を受付
平成27年4月15日	・異議申立人から口頭意見陳述の意向ありとの申出を受ける
平成27年4月16日 (本件に係る審査会第2回目)	・実施機関から提出された「意見説明書」及び資料(1回目)について、実施機関による口頭説明を実施 ・審議
平成27年4月17日	・異議申立人に対して口頭意見陳述の日時等を通知
平成27年4月20日	・実施機関に対して資料(2回目)の提出を要請
平成27年4月24日	・異議申立人から提出された「反論書」を受付 ・実施機関から提出された資料(2回目)を受付
平成27年4月30日 (本件に係る審査会第3回目)	・異議申立人から提出された「反論書」について、異議申立人による口頭意見陳述を実施 ・審議
平成27年5月11日 (本件に係る審査会第4回目)	・答申の検討
平成27年6月15日 (本件に係る審査会第5回目)	・答申の検討
平成27年6月16日	・答申の決定

平成 27 年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書
(平成 28 年 6 月発行)

米子市総務部総務管財課情報公開係
〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地

TEL 0859-23-5324

FAX 0859-23-5390

Email somu@city.yonago.lg.jp